

## 車いす貸出事業実施要領

### (目的)

**第1条** この要領は、さぬき市に住所を有する歩行困難者、障害者等に対して、車いすを一時的に貸出し、歩行困難者の健康管理に役立ててもらふことにより、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

**第2条** この事業の実施主体は、さぬき市社会福祉協議会(以下、本会)とする。

### (貸出の対象)

**第3条** 貸出を受けることができる者は、次に掲げる市内在住者や団体及び機関(以下「団体等」という。)とする。

- (1) 老衰、病気及び傷病等の理由により、歩行困難となっている者
- (2) 福祉教育を推進する団体等
- (3) 行政に付随する団体等
- (4) その他本会会長(以下「会長」という。)が特に認める場合

### (貸出料)

**第4条** 原則、車いすの貸出料は、無料とする。

### (貸出の制限)

**第5条** 前条の規定にかかわらず、対象者が貸出することに不相当と認める場合は、貸出しを許可しないものとする。

### (貸出期間)

**第6条** 原則的に最長1ヶ月間とし、貸出期間延長に際しては、その旨を本会に伝える。

### (申請及び許可等)

**第7条** 貸出及び返却の事務は、次の各号による。

- (1) 車いすの貸出を受けようとする者は、借用申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは車いすの使用期間が他の者と重複していないことを確認の上、貸し出すものとする。
- 3 貸出及び返却の事務は、原則として、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

### (権利譲渡等の禁止)

**第8条** 使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又はその車いすを転貸してはならない。

### (使用許可の取消等)

**第9条** 会長は、必要あるとき、又は使用者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用条件を変更し、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、車いすの管理上、支障があると認められるとき。

### (返還)

**第10条** 使用者等は、車いすの使用が終わったとき、又は使用許可が取り消されたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

**(損害賠償)**

**第11条** 使用者等は、自己の責めに帰すべき原因により、車いすを損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 車いすの使用によって生じた事故等に関しては、使用者等の責任において処理するものとする。

**(雑則)**

**第12条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

**(施行期日)**

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

課長	担当者

令和 年 月 日

さぬき市社会福祉協議会長 殿

申請者

住 所

(団体名)

氏 名

(代表者名)

電 話

### 車いす借用申請書

車いす貸出事業要領第7条第1項の規定により、備品の使用について次のとおり申請します。

使用者	住 所		性 別	男・女
	氏 名		年 齢	歳
	身体状況			
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
使用目的				
用具名	車いす	数量		

上記申請のあった備品について、上記内容により許可する。

さぬき市社会福祉協議会

会長 間島 憲仁

用務取扱い 課長

⑩

返却日及び確認印

※ 車いすの消毒については、簡易な消毒しか行っておりませんことをご了承ください。

※ 車いすに故意に損害をあたえた場合は、損害賠償をしていただく場合があります。